

造血細胞移植等により免疫を失った方に対する 再接種費用の助成について

造血細胞移植、抗がん剤治療等により、治療等の前に接種した定期接種の予防効果が期待できないと医師に判断された方に対して、再接種[※]に係る費用を助成します。

→助成を受けるためには、再接種前に認定を受ける必要があります。

→希望される方は、必ず、再接種前に保健センターにご相談ください。

※再接種は、予防接種法に基づく定期接種ではなく、同法に基づかない「任意接種」となります。

1 助成の対象

(1) 対象となる予防接種

造血細胞移植等の前に受けた予防接種法に基づく定期接種（A類疾病）

（ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、5種混合、3種混合、2種混合、
不活化ポリオ、BCG、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、HPV、ロタウイルス等）

(2) 助成の対象者

再接種を受ける日において広島市の住民基本台帳に登録されている方のうち、
次の①～②をすべて満たす方またはその保護者（18歳以上は本人）

- （① 造血細胞移植、抗がん剤治療等により、治療等の前に接種した定期接種により得られた免疫が失われたため、再接種が必要と医師が認める者
② 再接種を受ける日において20歳未満の者）

(3) 助成の対象となる接種

令和4年4月1日以降の再接種であること

2 申請方法等

(1) 再接種前に、以下の書類を保健センターに提出し、認定を受けてください。

- （① 造血細胞移植等により免疫を失った者への再接種費用助成対象認定申請書
② 造血細胞移植等により免疫を失った者への再接種に関する主治医の意見書
③ 造血細胞移植等前の定期接種の接種歴が確認できる書類（母子健康手帳等）のコピー
④ 被接種者の本人確認ができる公的な書類（マイナンバーカード等）のコピー）

(2) 広島市に認定された再接種を受けた後、最終接種日から1年後の月末までに、以下の書類を保健センターに提出してください。

- （① 造血細胞移植等により免疫を失った者への再接種費用助成金交付申請書
② 予防接種実施医療機関の領収書（接種対象者が再接種した予防接種の種類が記載されたもので原本に限ります）
③ 再接種の接種歴が確認できるもの（予防接種予診票または母子健康手帳等）のコピー
④ 振込先金融機関の通帳等の銀行名、支店、預金種別、口座番号、口座名義人氏名が記載されているページのコピー）

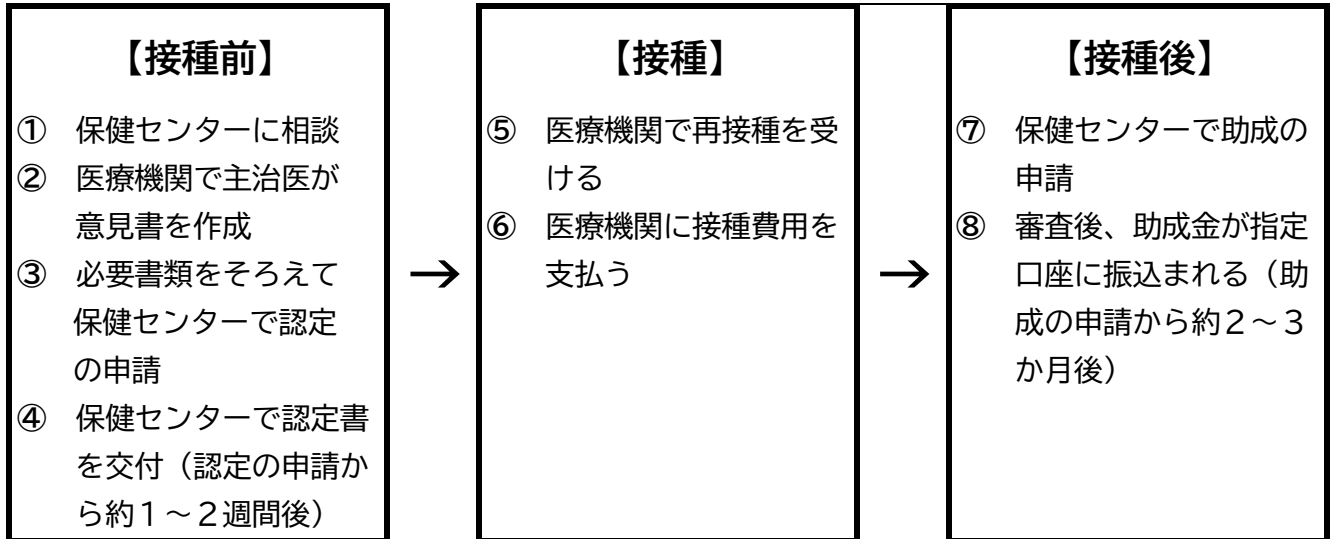
3 助成金の支払い

(1) 認定を受けた再接種を医療機関で受け、その接種費用を医療機関に一旦支払ってください。後日、広島市から指定口座に助成金を振込みます。

（振込みは広島市へ請求を行ってから約2～3か月後になります）。

(2) 助成額は、再接種を受けた年度における広島市基準単価と、医療機関に支払った接種費用のいずれか低い額です。広島市基準単価を超える費用は、自己負担となります。

再接種と接種費用助成申請の流れ



【お問合せ・申請先】

窓口（地域支えあい課）	住所	電話番号
中保健センター	中区大手町4-1-1	082-504-2528
東保健センター	東区東蟹屋町9-34	082-568-7729
南保健センター	南区皆実町1-4-46	082-250-4108
西保健センター	西区福島町2-24-1	082-294-6235
安佐南保健センター	安佐南区中須1-38-13	082-831-4942
安佐北保健センター	安佐北区可部3-19-22	082-819-0586
安芸保健センター	安芸区船越南3-2-16	082-821-2809
佐伯保健センター	佐伯区海老園1-4-5	082-943-9731

詳しくは本市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/medical/1021221/1022939.html>

ページ番号 1022939

